

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第8回会議 市民部会検討の記録**

日時	平成 22 年 11 月 12 日(火) 18:30~21:00
場所	さいたま市浦和区役所コミュニティ活動コーナー
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計8名 中津原 努／伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／富沢 賢治／細川 晴衣／ 吉川 はる奈（欠席者:小林 直太／古屋 さおり） 〔事務局:さいたま市〕 計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 〔地域総合計画研究所〕 計2名 松岡 宏／大町 しのぶ 〔傍聴者〕 0名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1. 自治基本条例について(各テーマの検討) 〔公開〕
配付資料	次第
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 自治基本条例について(各テーマの検討)

1) 条例の運用、区、身近なコミュニティ（第一次案）

(1) 条例の運用(実効性の確保)(共通テーマ)

【条例案骨子】

- この条例は、新たな市民自治のニーズ等に対して敏速に対応していくため、適宜見直しを行っていく。
- この条例の運用状況、実績の評価、必要な改善の検討等を常時行っていくため、「市民自治推進委員会（仮称）」を設ける。
- 委員会は、市民、市議会議員、行政職員の代表で構成する。
- 委員会では、市民との定常的な対話に基づいて、毎年、市民自治白書を発行する。

【考え方・解説】

- ・ 条例をつくっただけでは駄目。
- ・ 条例の中に、運用の方法を定めておくことが重要
- ・ 恒常的に条例の実効性をチェックする組織を位置付ける事が必要。

【伊藤・中津原委員からの発表】

- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」の構成をどうするかが論点。自治基本条例では市民、議会及び行政の三者が自治を担うという考え方に基づくものなので、この「市民自治推進委員会（仮称）」には市民代表だけではなく、議会、行政も参加すべきではないかと考えている。
- ・ 定期的な見直しを定めておく必要はないのではないか。必要に応じて随時見直すことで良いか。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 基本条例だからあまり細かい内容が入らない方がよい。基本条例では理想を掲げ、それを実行することで地域に還元できるような内容が良い。
- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」は、市民・行政・議会がお互いにチェックし合う場なので、市民だけでなく議会や行政も一緒に活動する場であった方がよい。
- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」に議員や行政の人が入ると、行政を公正な眼でチェックできるのか疑問に思う。
- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」は行政をチェックする場としての位置付けではないので、その心配はないと思う。市民・議会・行政がお互いに評価し合うことで考えるのが良いのではないか。
- ・ 条例の運用状況、実績の評価は、ものづくりではないので難しく、定性的評価となるだろう。具体的にどのような内容を評価するのか、今後検討していくことが必要と思う。
- ・ 委員構成は、市民を多くして、力関係に配慮することが必要と思う。
- ・ 議会基本条例ができて、議会改革が進んでおり、市の附属機関等には、議員が参加しない方向で議会は動いている。議会は議案として議会で議論し、検討した方がよいという趣旨である。この件については調整が必要だと思う。
- ・ 自治基本条例を身近に感じてもらうために、定期的に条例の運用状況等を取りまとめた「市民自治白書」のようなものを作成することはよいと思う。さいたま市らしさになるだろう。

(2)区(区民会議・コミュニティ議会など)(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

(区役所による区民活動の支援)

- 区は、区民による地域のまちづくりのコーディネーター役を担う。
- そのため、区民による地域活動のための総合的な相談窓口、情報交換の場の設置、活動資金の助成等を含めて、活動の支援を行う。

(区民会議)

- 区民が主体となって地域のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、区民会議を設置する。
- 区民会議は、区民の代表、区内の学校、企業、団体、及び区職員で構成する。
- 区長は、区民会議の提言を尊重する。

【考え方・解説】

- ・ さいたま市は大きすぎて、市民とのコミュニケーションが困難。
- ・ 行政の縦割り組織を、市民のニーズに沿って統合して市民サービスを行う役割を区に期待。
- ・ しかし現状の区役所には、必要な権限、人材が不足している。
- ・ この条例に、区の望まれる姿を述べて、その改革を促す。
- ・ 市民活動推進委員会、区役所のあり方検討委員会等の提言を位置付けることが必要。

【伊藤・中津原委員からの発表】

- ・ 区長を公選する特別区とは異なる行政区にどこまで出来るのか、予算と人員の拡充は可能なのか、などの論点が考えられる。

- ・ 区民会議のメンバーは、区民の代表と言えるのか。必ずしもそうではないとすれば、条例案では「提言を尊重する」としたが、区民会議の提言内容をどこまで尊重する必要があるのかということも論点。
- ・ また、区民会議の構成は区の自主性に委ねるべきか。コミュニティ会議（市民活動ネットワーク）についても記述すべきか。
- ・ 区役所の役割等については、主として、議会・行政部会での検討項目で、ここでは、区民による地域活動の支援に関することを記述した。

【意見】

- ・ 区と自治会が緩やかな緊張関係にあることが大切だ。
- ・ 市民自治が一番うまくやっているのが自治会ではないか。自治会の活動上の問題点を整理しながら、解決できる道筋を探ることが必要と思う。
- ・ 自治会から見ると、市や区に対する期待はあまりなく、やるべきことをきちんとやってほしいという気持ちだろう。
- ・ 市民活動推進委員会の答申では、区民会議は協議する場として、コミュニティ会議に代わる「(仮称)市民活動ネットワーク」は活動する場として位置付けられている。現在、市では、区民会議、コミュニティ会議のあり方を見直している。そのため、どのように位置づけるかは、今後の課題だと思う。

(3)身近なコミュニティ(地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など)

【条例案骨子】

- 地域コミュニティは、地域の課題を自ら解決する権利と責務を持っている。
- 自治会は、地域コミュニティの中核として、その課題解決に率先して取り組むよう努めるものとする。
- 地域の住民、企業、学校、市民活動団体等は、自治会と協力して、地域コミュニティの課題に積極的に取り組むよう努める。
- 市および区は、地域コミュニティが主体的に行う自治活動に対して、情報や活動の場の提供等の必要な環境の整備を行う。

【考え方・解説】

- ・ 自治会は地域コミュニティの最も重要な主体だが、地域社会をめぐる状況変化に伴い、課題が生じているところもあり、従来からの役割を果たすことが難しくなりつつある。
- ・ 自治会は市から依頼される仕事などで忙しく、新たな課題に取り組む余裕があまりない。
- ・ 自治会と、企業や市民活動団体との協働が一部行われているが、課題も多い。
- ・ 自治会は地域自治の主役であるので、この条例に位置付けることが欠かせない。
- ・ 団塊世代の地域復帰等による、自治会を始めとした地域コミュニティの活性化が可能になりつつある。
- ・ 市民も、自治会等を通じて、地域における問題解決に関わる自覚を持つことを明記したい。

【伊藤・中津原委員からの発表】

- ・ 地域コミュニティを考えると、自治会がないと行政も市民も困るので、中核として位置付けた。
- ・ 自治会活動に対して、市や区での具体的な支援については、具体的にいろいろ考えられるので、条文には「必要な環境整備」とだけ記述し、解説で具体的な例を挙げる方法で考えた。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 自治会は任意団体だが、行政から回ってきた業務を責任もって実施しなければならず、行政にとって都合の良い存在とされているところもある。自治会について規定する場合には、命令口調の表現だと行政にやらされている感覚になり、自治会は反発して引いてしまうので、「自らすすんで取組に協力する」との姿勢が出るように、条文の書き方も注意が必要だ。
- ・ 市民の権利が前面に出るのではなく、市民の責務が先で、権利が後であるべき。やるべきことを行ってから市民は意見を言うようなスタイルとすべきだ。
- ・ 地域コミュニティについては、街中のマンション建設が進んでいる地域で問題となっている。
- ・ マンションで自治会を作っているところもあるが、規模が小さく、祭り等の魅力的な行事ができない。マンションと周辺の地域が一体となって魅力的な活動が可能になる。マンションの設計段階から地域の自治会が入居者となる人々に働きかけられるような仕組みが必要と思う。見ているとそのような自治会で活性化している例が多い。自治会から脱退したマンションもあったが、地域の情報が入らず、問題だとして復帰した例もある。
- ・ 地域の課題解決に行政の手が入れられないものについては、地域で取り組むシステムが必要と思う。自治会にはいろいろな問題が住民から寄せられる。それを行政と交流して解決できる糸口を見出す仕組みづくりが大きな課題と思う。
- ・ 自治会組織はピラミッド型で、区の代表の下に、幾つかの連合組織があり、その下に各自治会・町内会がある。コミュニティのまとめりと、このピラミッド形態を考えて、市や区等との関係、仕組みづくりが必要だ。区が自治会に対する基本的な窓口になると思う。
- ・ 市の自治会への補助金は、自治会が行う活動に対する補助金で、組織を維持するための補助金の出し方は行っていない。自治会が活動をしなければ補助金はない。
- ・ 自治会に力を与えるようにしないと、活性化は難しいのではないかと。しかし、やらされている意識では長続きしないので、どのような独自の活動を作っていく仕組みにできるかが課題と考えている。自治会は自らの力で活性化すべきではないか。
- ・ 1つ目の●の「地域の課題」を「身近な課題」としてはどうか。
- ・ 「地域コミュニティは、地域の課題を自ら解決する」とあるが、地域の課題を全て解決することは難しいので、この表現で良いのかどうか。
- ・ 2つ目の●については、条例による義務付けとして捉えられる表現だと、自治会は反発するだろう。表現に配慮する必要がある。
- ・ 2つ目の●の「地域コミュニティ」がどのようなまとまりを指しているのか不明瞭なので、「地域の人々」というような表現としてはどうか。「コミュニティ」は人が集まってできるもので、活動する人が集まらない状況では、おかしいという意見もある。

② 【考え方・解説】

- ・ 定年を迎えたサラリーマンが地域活動に入る入口が分からなくて困っている事例が多いのではないかと。地域活動の入口として自治会はその受け皿になり得ると思う。自治会に入るのが手っ取り早い事をアピールすべき。しかし、地域性もあるので難しいところもある。
- ・ 役員をしたくないから自治会に参加しない人もいるだろう。しかし、そのようなことが参加を妨げているのではないかと。人との接触をしない方法で自治会の活動を模索しているところもあるが、それでは人と人との繋がりが弱くなり、防犯、相互扶助などの分野で問題解決が難しくなる。

- ・ 市の窓口で地域の自治会などの情報を、転入などの時に提供できると、組織や活動がしやすくなる。
- ・ 自治会が地域コミュニティの中で中心的な役割を果たしているのは間違いないと思う。

2)自治の基本条例の目的、自治の基本理念、協働（第二次案）

(1)自治の目的(共通テーマ)

【条例案骨子】

この条例は、本市の市民自治の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とします。そのためにこの条例は、本市における自治の理念と原則を示し、市民、議会、行政の三者の役割と責務を明らかにします。

【考え方・解説】

- 1 自治基本条例が必要とされる背景として、次のような時代状況があります。
 - ・ 地方分権改革の一連の動きのなかで今日改めて、暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の望ましい関係は何かという問題を明らかにする必要性が生じています。
 - ・ 私たち市民は地域社会の抱える課題を解決する主体が市民であることを再確認し、私たちの意志が市政に反映するよう、情報共有、参加及び協働を強める必要があります。
- 2 つぎのような効果が期待されます。
 - ・ 自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。
 - ・ 「市民自治」に関して、市民、議会、行政などの各主体の意識が向上し、より良い関係のもとで市民自治の内実が豊かになる。
- 3 そのために条例ではつぎのことを定めます。
 - ・ 地方分権時代における本市の位置づけを明かにするとともに、市民自治の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定めます。
 - ・ 自治の視点から区とコミュニティの役割を明確に定めます。
 - ・ 自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて方針を定めます。

【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 第1次案で特に指摘はなかったので、修正はしていない。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 「市民が誇りを持てる」という表現は、「市民が幸せを実現できる」の方が分かりやすいのではないか。
- ・ 共通テーマについては、部会である程度固まったら議会・行政部会と調整を行うこととする。

(2)自治の基本理念(共通テーマ)

【条例案骨子】

さいたま市民は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民自治は、市民による、市民のための統治であり、市民が自治の主体であることを意味します。
- (2) 市民の信託に基づいて市政があります。
- (3) 市民と市政の良好な関係が、市民自治を支えます。
- (4) 市は、国及び県と対等な立場に立って、協力関係に基づく自律的運営を図ることによって自治体としての自立を確保します。

【考え方・解説】

- 1 市民は、自らが自治の主体であることを自覚して、市民による市政の確立を目指します。
- 2 市民は、地域社会の課題を自ら解決することを基本として、地域社会における自治の一部を市の議会と行政機関に信託しています。
- 3 市民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と行政に委ねているわけではありません。市民の福祉が実現されるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。
- 4 市民が市政に主体的にかかわるためには、①市政に関する情報の共有、②市民の参画の下で市政の運営、③公共的課題の解決のための協働、④自治を担う人づくりが必要とされます。
- 5 市民と議会と行政との良好な関係が、市民自治の基軸となります。市民自治を実現するためには、市民と議会と行政は、それぞれの果たすべき役割と責任を明らかにして、自らを律し相互に連携する必要があります。

【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 第1次案で特に指摘がなかったので、修正はしていない。
- ・ 論点としては、市民が主体的に参加できるように、市民が役割と責任の意識をもつことの必要性、情報公開、参加の範囲・ルールを明確にする、市民と行政と議会の関係などがあるのではないかと。これらの論点については意見を聞きたい。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ (2)の「市民の信託」に基づく市政と(3)の「市民と市政の良好な関係」という表現には矛盾があるのではないかと。市政は市民の信託に基づくのであれば、市民と並列の関係ということにはならないのではないかと。
- ・ (2)は「市政」でなく、「行政・議会」に変更してはどうか。
- ・ (3)の「良好な関係」を「信頼関係」に変更してはどうか。
- ・ (3)の「良好な関係」は信頼関係よりも具体的な表現だと思う。
- ・ (3)は事実を書いているように見えるので、文末を「努めます」にすると条文のように見えるのではないかと。
- ・ このテーマについては、議会基本条例の理念と整合性を図る必要があるのではないかと。
- ・ 論点がより具体的になると、より議論が深まると思う。

(3)協働(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

- 1 市は、協働を推進するための仕組みを整備します。
- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報を収集・提供し、交流を支援し、相談・研修等の機会を確保します。
- 3 協働の推進に当たって市は、市民の自発的な活動を支援するとともに、市民の自立性を損なわないように努めます。
- 4 市は、市民の提案に適切に対応するよう努めます。

【考え方・解説】

- 1 協働は、市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割分担にもとづき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことを言います。
- 2 効果的な市政運営のためには、市民と市の積極的な協働が必要となります。
- 3 市民と議会または行政が、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働によるまちづくりをすすめます。
- 4 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。
- 5 市は、市民側からの協働提案に対して検討結果を知らせる必要があります。
- 6 民間組織相互の協働（民民協働）も重要な役割を果たします。

【富沢・吉川委員からの発表】

- ・ 第1次案の検討の際に、協働の市民提案に対して市に応答責任があるべきとの意見があったことから、【条例の骨子案】に「4 市は、市民の提案に適切に対応するよう努める」という項目を追加した。そして、その考え方・解説として、【考え方・解説】の5を加えた。また、民と民の協働が重要という意見があったので、その趣旨を6に加えた。
- ・ 論点としては、市民と行政の意識改革、市民と行政の協働の仕組みをつくる、市民の参加は役割と責任の範囲を明確にしていく、市民と行政をつなぐ仕組みの必要性の4点あると思う。他と重複しているところもあり、整理が必要と考えている。

【意見】

① 【条例案骨子】

- ・ 2の内容は1の内容をより具体にしているように思われるので、合体してはどうか。
- ・ 4の「適切に対応」という表現は、何をもって「適切」とするかが難しいと思われる。【考え方・解説】の5に対応しているため、「応答」という表現に変更してはどうか。
- ・ 「応答」については、行政の理論で対応されても困るので、市民の立場に寄り添って応答することが必要だと思う。行政が市民の立場に立つことは難しいので、市民の協働提案事業を判断する委員会を設置して検討する仕組みを考えてはどうか。

② 【考え方・解説】

- ・ 骨子の1をもう少し踏み込んだ表現とした方が良いという議論があったので、【考え方・解説】で具体的に書いてはどうか。

以上